

平成 30 年度



東京都の 中小企業向け融資制度のご案内

「東京都中小企業制度融資」とは…

中小企業のみなさまに、事業に必要な資金を円滑に調達していただけるよう、東京都、東京信用保証協会、金融機関の三者が協調して資金を供給するものです。

- 創業、事業拡大、経営の安定化等のニーズに応じた多様な融資メニューをご利用いただけます。
- 融資と併せて、信用保証料の補助や経営支援を受けられる融資メニューがあります。

新規・拡充内容

ライフステージに応じてきめ細かく支援します！

創業融資の拡充	○融資限度額を 3,500 万円に拡充します（自己資金なしの場合は 2,000 万円）。（※） ○融資利率を最大で 0.3% 引き下げます（責任共有制度対象外のみ）。
事業承継融資の拡充	○一定の財務要件を満たした場合に、経営者の個人保証を不要とする特例制度を新設します。 ○事業承継を受けた経営者の方が、株式取得等のため個人でも活用できます。（※）
経営支援融資の拡充	○経営改善をサポートするメニューを使い易く統合しました（最大で信用保証料の 3 分の 2 を東京都が補助します）。
小口融資の拡充	○融資限度額を 2,000 万円に拡充します。（※）
危機関連融資の新設	○危機時に一般保証とは別枠で 100% 保証を受けられる融資メニューを創設します。（※）

（※）国における中小企業信用保険法等の一部改正への対応

ご利用いただける方

- ・ 東京都内に事業所（個人事業者は事業所又は住居）があり、信用保証協会の保証対象業種を営む **中小企業者** 又は組合
(保証対象となる業種 : 農林・漁業、遊興娯楽業のうち風俗関連営業、宗教法人等)
- ▶ **中小企業者** とは、以下のいずれかを満たす法人又は個人事業者です。 ※ 中小企業信用保険法第 2 条第 1 項による。

	製造業等	卸売業	小売業	サービス業
① 資本金	3 億円以下	1 億円以下	5,000 万円以下	5,000 万円以下
② 従業員数	300 人以下	100 人以下	50 人以下	100 人以下

このうち、従業員数が製造業等 20 人以下（卸・小売・サービス業は 5 人以下）の事業者等は **小規模企業者** となります。

- ・ 許認可等が必要な業種にあっては、当該許認可等を受けている（又は、受ける）こと。
- ・ 事業税等の未申告、滞納や、社会保険料の滞納がないこと（完納の見通しが立つ場合はこの限りではありません。）。
- ・ 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。